

車両制限令違反に関するご確認事項

平素よりAZ-COMネットのホームページでもご確認いただいていると存じますが、車両制限令違反に対する組合員および協同組合へのペナルティが非常に厳しくなっております。

各組合員の違反点数は、それぞれ2年間に亘って累積(*累積期間は前年度および今年度。前々年度分はクリア)され、点数別に下記措置が当該組合員(*法人が登録する全車両)に対して課せられます。

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	1カ月間の割引停止
90点	2カ月間の割引停止
120点	1カ月間の利用停止
150点	2カ月間の利用停止

さらに、2年間の内に60点以上の違反点数を課せられた組合員が3者になると、協同組合に加入する全ての組合員に割引停止措置等が課せられます。

つきましては組合員全体の利益を守るため、AZ-COM協同組合が組合員各位の車両制限令違反に関する状況を監視・管理し、必要な対処を取ることを下記書面を以てご承諾願います。

承諾書

- ① 現在他の協同組合等を通じてETC大口・多頻度割引を受けていてそこでの車両制限令違反の累積点数によってはAZ-COM協同組合への加入を理事会が承認しないことがある。
- ② ETC大口・多頻度割引サービスの利用に際して、車両制限令の違反累積点数が「40点」を超えることが事実となったと組合が認めたときは、組合員は直ちに全てのETCコーポレートカードを組合が指定する期日までに組合へ返却しなければならない。組合は、返却されなかったETCコーポレートカードについては紛失手続きを行うとともに、当該組合員の解約手続きを行う。尚、組合が、紛失手続きを行うことによりETCコーポレートカードの利用ができないことで発生する事故および損害等について組合は一切責任を負わず、当該組合員が責任を負うものとする。

以上を承諾した上で、私はAZ-COM協同組合にETCコーポレートカードを申請します。

日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所： _____

氏名： _____

印